

# 介護の環境を整えるサービス

介護保険では、利用者の自立と家庭での介護の負担を軽くするため、次のようなサービスを用意しています。

## 福祉用具貸与

(介護予防福祉用具貸与)

- 次の12種類が貸し出しの対象となります。
- 1 車いす
  - 2 車いす付属品(クッション、電動補助装置など)
  - 3 特殊寝台
  - 4 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボードなど)
  - 5 床ずれ防止用具
  - 6 体位変換器
  - 7 手すり(取り付け工事不要のもの)
  - 8 スロープ(取り付け工事不要のもの)
  - 9 歩行器
  - 10 歩行補助つえ
  - 11 認知症老人徘徊感知機器
  - 12 移動用リフト(つり具の部分を除く)

入浴用リフト(垂直移動のもの)、段差解消機(段差解消リフト)立ち上がり座いすも含まれます。  
※月々の利用限度額の範囲内で、実際に掛かった費用の1割を自己負担します。用具の種類、事業者によって、貸し出し料は異なります。

要支援1・2、要介護1の人は、次の品目が利用できます。また、それ以外の品目も、その人の状態により、利用できる場合があります。

- 手すり(取り付け工事不要のもの)
- スロープ(取り付け工事不要のもの)
- 歩行器
- 歩行補助つえ

## 特定福祉用具購入

(介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の5種類です。

- 1 腰掛便座
  - 2 特殊尿器
  - 3 入浴補助用具
  - 4 簡易浴槽
  - 5 移動用リフトのつり具の部分
- 年間10万円までが限度で、その1割が自己負担です。(毎年4月から1年間)



腰掛便座

## 居宅介護住宅改修

(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで、住宅改修費が支給されます。(自己負担1割)

工事の前に保険給付の対象になるかどうかを、ケアマネジャーか介護保険課担当窓口にご相談してください。

### 介護保険の対象となる工事

- 1 手すりの取り付け
  - 2 段差の解消
  - 3 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
  - 4 引き戸などへの扉の取り替え
  - 5 洋式便器などへの便器の取り替え
  - 6 その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も、給付の対象となる場合があります。

### 手続きの流れ(償還払いの場合)

- 1 相談・検討  
介護保険課やケアマネジャーに相談。

2 申請  
工事を始める前に、介護保険課に住宅改修が必要な理由書など(申請書)の必要書類を提出し、改修の申請をします。

3 工事・支払い  
改修前と改修後に、それぞれ日付け入りの写真を撮影します。改修費用をいったん全額自己負担して事業者を支払います。

4 払い戻し(工事完了)の手続き  
工事が完了したら、介護保険課に写真や領収書などを提出し、改修が終わったことを伝えま

5 払い戻し  
工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を限度に工事代金の9割(18万円まで)が、指定の口座に振り込まれます。

※利用限度額は20万円まで(原則1回限り)。1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けても使えます。  
※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

### 施設を利用した場合の負担限度額

施設利用したときは、施設サービスの自己負担(1割)のほか、居住費・食費・日常生活費が掛かります。

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により所得に応じた居住費(滞在費)や食費の負担限度額が設けられます。所得の低い人(市県民税非課税世帯の人)が、施設入所・ショートステイを利用するときには、申請手続きをしてください。

6月30日で「介護保険負担限度額認定証」の有効期限が切れます。現在、認定証を持っている人で、引き続き今年度も認定される人については、6月中にお知らせしますので、更新の手続きをしてください。

■介護保険に関する問い合わせ先  
市介護保険課

☎0869-26-5926